

川口の農業だより

平成29年12月 No. 87

第26回 緑と大地の豊年まつり開催



11月3日(金)から4日(土)の二日間にわたり、川口市農家組合連絡協議会主催の第26回緑と大地の豊年まつりが川口市宮植物取引センター及び川口緑化センター(樹里安)で開催されました。会場内では、花・植木・盆栽や収穫されたばかりの地元野菜が販売されたほか、各種模擬店や歌謡ショー等のステージイベントが行われるとともに、JAさいたま合併1周年記念祭も開催され、晴天の二日間で2万人を超える来場者があり、大いに賑わいました。



編集
発行

川口市農業委員会

川口市青木2-1-1 電話 048-258-7922 (直通)
市ホームページ <http://www.city.kawaguchi.lg.jp>
e-mail 280.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

農業者年金について

あなたの老後の備えは万全ですか？

老後の生活費は考える以上にお金がかかるものです。

国民年金の上乗せ年金として、農業者年金でサラリーマン並みの年金を受け取りましょう。

- ・年金額が加入者・受給者数に左右されない積立方式のため、少子高齢化時代に強い年金です。
- ・保険料の額は月額2万円から6万7千円まで千円単位で自由に決められます。
- ・80歳までの保証がついた終身年金です。
- ・支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。
- ・国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の農業者のかたなら、誰でも加入できます。
- ・農業の担い手には保険料の国庫補助があります。
認定農業者で青色申告をしているなどの条件を満たすことにより、月額最高1万円の保険料補助が受けられます。

加入の申込みやご相談は最寄りのJA、
農業委員会及び農業者年金基金に
お問い合わせください。

独立行政法人	農業者年金基金
企画調整室	03-3502-3942
ホームページ	http://www.nounen.go.jp

生産緑地制度について

1 生産緑地について

生産緑地とは、都市における農地等の適正な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的とした川口市が都市計画に定める地域地区のひとつです。市内の農地が生産緑地地区になることで、一定期間緑地等としての継続的な活用や災害時の避難場所としての役割も見込んでいます。川口市では、平成4年から生産緑地地区指定を開始しています。

2 生産緑地法の一部改正について

平成29年6月に生産緑地法が一部改正されました。生産緑地地区の面積要件を各自治体の条例により引下げることが可能になったことや、生産緑地地区における建築規制の緩和、また、指定から30年を経過しようとする生産緑地地区については、特定生産緑地として指定することで買取り申出ができる期間を10年延期することができるようになりました。

今後川口市では、これらの改正を基に生産緑地制度について検討していく予定です。

3 新規地区指定について

川口市では、平成30年度も生産緑地の新規受付を1月から6月の間で行います。なお、生産緑地の新規での指定は従来どおり、30年間農地として適正に管理することが義務付けられます。一方で固定資産税の生産緑地課税や相続税の納税猶予などの優遇措置を受けることができます。なお、指定要件等の詳細については、みどり課までお問い合わせください。

参考：指定地区数492地区、面積126.51ha
(平成29年11月8日現在)

問い合わせ先 みどり課保全係
048-242-5721(直通)

川口農業塾について

農業委員会では、農業の発展と活性化を図るため、新規就農を希望する次世代を担う青年や中高年齢者等を対象に営農実践研修を行う川口農業塾を開催し、今年で8年目を迎えました。

修了生の中には、川口市内で農地を借り新規就農を達成したかたもいます。

平成29年の受講生21人は、1月から培った経験を生かし、熱心に野菜の管理等に励み、無事今月で受講の修了を迎えます。

今回は、受講生からの生の声の一部を紹介します。

経験してよかったこと

- ・傷がなく大きさのそろった野菜を作るのがどれだけ大変なことなのかが分かり、農業者の苦労が理解できました。
- ・これまで自己流で市民農園等で野菜を作っていましたが、正しい野菜の作り方を基礎から学びました。
- ・家族では食べきれないほどの野菜を収穫することができました。とれたての野菜はとても美味しかったです。

苦労したこと

- ・キュウリなどの夏野菜の成長の早さに驚きました。小さかったものが3日後には大きくなりすぎていました。こまめに成長具合を確認することが大事だと学びました。
- ・研修用農地の100㎡でも雑草の除去には苦労しました。特に夏場は雑草の成長も早いので、取っても取っても雑草が生えてきて手を焼きました。

農業委員会では、今後も新規就農事業等に積極的に取り組んでまいります。

農薬の適正使用について

学校、保健所、病院、公園等の公共施設、街路樹、住宅地とこれに隣接する土地、住宅地に隣接する森林等及び住宅地に隣接した家庭菜園・市民農園を含む農地の管理にあたっては、農薬の飛散を原因とする、住民や子ども等への健康被害が生じないように、農薬を使用しない管理を心がけ、農薬を散布せざるを得ない場合でも、飛散防止に努める等、十分な配慮をお願いします。

農薬使用の回数と量を減らしましょう
病虫害や雑草の早期発見に努めましょう。
定期的な農薬散布はやめましょう。
栽培前に、病虫害に強い作物、樹木及び品種を検討しましょう。
連作を避け、適切な土作りや施肥を実施しましょう。
害虫捕殺や被害部分の除去などの防除を優先して行いましょう。

農業経営改善を目指す農業者のみなさまへ

本市では、農業経営改善を目指し、新たに農産物育成管理用施設等を設置する際の助成事業などの支援メニューがあります。農業経営の改善に取り組む際には、お気軽に農政課農業振興係(直通電話：048-259-7644)までお問い合わせください。

このほか、農林水産省においては、農林水産物をはじめ、バイオマス、土地、水、自然エネルギーなどの地域資源をフルに活用して農林漁業を成長産業化するため、6次産業化の推進等を通じて新たな分野へのチャレンジや経営発展に役立つ有益な支援策があります(農林水産省関東農政局：<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>)。

農業体験事業(サツマイモ収穫体験)について

市民の農の理解を促進する事業のひとつとして、5月下旬に植え付けをしたサツマイモが収穫時期を迎え、11月5日と11月11日に収穫体験を行いました。

二日間ともに晴天に恵まれ、川口農業塾研修用農地に集まった20組の親子たちは、みんな笑顔いっぱい楽しみながらサツマイモ掘りを行いました。

今年は、天候が不順で、収穫にムラがでることが予想されましたが、今回は、太く大きいイモから細いイモまで、サイズは様々でしたが、参加者は作物の収穫を実体験することに、大満足の様子でした。



農地の賃貸借の解約等について

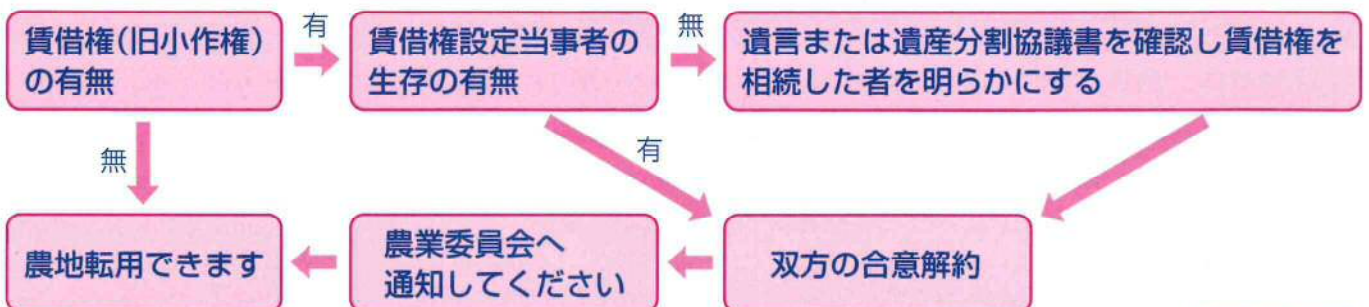
農地の賃借権とは、農地法において農地を借りて耕作している者の地位の安定を図るとともに、土地利用の合理化を図る観点から、賃借人が第三者に対抗力を持ち、主張することができる権利です。

賃借権が設定されている農地を転用するためには、あらかじめ賃貸借の解約等が必要になります。

近頃、相続等で農地の所有者が替わり、賃借人の存在を把握しておらず、賃借権が設定されている農地の転用届を提出し、農業委員会で受理することができず、転用することができない事例が発生しています。

賃貸借の解約手続きには、農地所有者と賃借人（当事者が死亡している場合は、その相続人全員）が合意の上、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされています。

農業委員会では、賃貸借の情報について保管していますので、農地の転用を検討しているかたはあらかじめご相談ください。



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

[古紙配合率80%の再生紙を使用しています]